

小田原都市計画都市再開発の方針

令和 年 月 日

神 奈 川 県

1 基本方針

人口減少・超高齢社会、地球温暖化に対応した、集約型都市構造や、脱炭素社会の実現に向けた都市づくり等を推進するため、本区域において、計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の再開発の促進を図る。

2 計画的な再開発が必要な市街地

主として既成市街地を中心とする市街地のうち次に相当する区域が想定されるものを計画的に再開発が必要な市街地(一号市街地)として定める。

一号市街地の目標及び方針は別表1のとおり。

- (1) 小田原駅周辺(広域中心拠点)で、特に重点的に機能の更新あるいは高度利用の必要のある一体の市街地の区域
- (2) 鴨宮駅周辺(地域中心拠点)、国府津駅、富水駅及び栢山駅周辺(地域拠点)で特に重点的に整備を図る必要のある一体の市街地の区域

3 その他必要な事項(要整備地区)

一号市街地のうち、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区を要整備地区として定める。

- ・ 栄町二丁目東通り・大乘寺周辺地区(約 4.7ha)
- ・ 本町一丁目地区(約 7.0ha)
- ・ 小田原駅西口地区(約 6.2ha)

別表 1 (一号市街地の目標及び方針)

地 区 名		1 小田原駅周辺地区	2 鴨宮駅周辺地区
面 積		約 76ha	約 17ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		・広域中心拠点としての機能強化と魅力ある景観形成 ・県西部地域の中心市街地及び中心業務地としての機能強化 ・市街地の防災構造化	・本市の地域中心拠点としての都市・商業機能の充実と魅力ある景観形成及び居住環境の改善 ・市街地の防災構造化
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・再開発手法等の導入により高度利用を促進し、同時に公開空地を確保する ・特徴ある商業街区の整備	・再開発手法等を導入し、適切な活用を図ることにより、近隣商業地としての商業機能の強化を図る ・コミュニティサービス機能と居住機能の集積を図る
	主要な都市施設の整備に関する事項	・魅力ある歩行者ネットワークの形成 ・小田原駅西口地区の土地利用の更新、整備 ・幹線道路、駐車場、駐輪場及び幹線道路等の整備	・駅前広場の機能拡充 ・駅と周辺施設とのアクセス道路の整備 ・自転車ネットワーク整備
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・小田原城を核とした魅力ある景観形成 ・建物の共同化・不燃化の促進、区画道路の拡幅等市街地の整備を進め、防災性、居住環境の向上を図る	・鴨宮駅北口周辺の街並み景観の整備 ・老朽・基盤未整備地区においては、個別建替え等により不燃化や道路拡幅を促進し、防災性、居住環境の向上を図る
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	・大外郭を有する小田原城跡の整備	—
要整備地区の名称、面積		・栄町二丁目東通り・大乘寺周辺地区(約 4.7ha) ・本町一丁目地区(約 7.0ha) ・小田原駅西口地区(約 6.2ha)	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	—

地 区 名		3 国府津駅周辺地区	4 富水駅周辺地区
面 積		約 25ha	約 12ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		・川東南部地域の交通拠点、地域拠点としての商業機能の充実及び街並み景観形成と居住環境の改善 ・交通結節点としての機能強化 ・市街地の防災構造化	・地域拠点としての都市機能を維持・改善するとともに、都市基盤整備を図る
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・再開発手法等を導入し、適切な活用を図ることにより、地域拠点としての商業地と周辺住宅地とのバランスのとれた市街地形成を図る	・再開発手法等を検討し、適切な活用を図ることにより、地域拠点として、市街地の形成を図る
	主要な都市施設の整備に関する事項	・道路の整備 ・公園、広場等の整備	・駅前広場の整備 ・駅へのアクセス道路の整備
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・建物の共同化、不燃化を促進し、防災性、居住環境の向上を図る ・国道1号沿線については、旧東海道としての景観形成の向上を図る	—
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—	—
要整備地区の名称、面積		—	—
二項再開発促進地区の名称、面積		—	—

地 区 名		5 栢山駅周辺地区
面 積		約 8 ha
再開発の目標 (都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標)		・地域拠点としての都市機能を維持・改善するとともに、都市基盤整備を図る
土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	・再開発手法等を検討し、適切な活用を図ることにより、地域拠点としての市街地の形成を図る
	主要な都市施設の整備に関する事項	・駅前広場の整備 ・幹線道路の拡幅整備
	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項	・建物の共同化、不燃化を促進し、防災性、居住環境の向上を図る
	その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	—
要整備地区の名称、面積		—
二項再開発促進地区の名称、面積		—